

愛知学院大学大学院における日本学生支援機構大学院  
第一種学資金返還免除候補者の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項に規定する第一種学資金の貸与に係る各研究科の返還免除候補者（以下「候補者」という。）の推薦に関して、必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考を行うため、愛知学院大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 学生部長
  - (3) 教務部長
  - (4) 研究科長・研究科主任の職にある者
  - (5) その他必要に応じて学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から選出する。
  - 3 委員長は、委員会の業務を統括し委員会を代表する。
  - 4 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

(候補者の選考)

第3条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）に推薦する候補者は、各研究科において第一種学資金の貸与を受けた学生で、貸与期間終了時において、その返還免除を申請したものの中から選考する。

(選考の手続)

第4条 前条の選考は、各研究科において前条の申請をした当該研究科学生に順位を付した名簿により、委員会において候補者の原案を作成し、大学院委員会において決定することにより行う。

(選考の基準)

第5条 前条の順位決定、候補者原案作成及び候補者決定に当たっては、支援機構に関する省令（平成16年3月31日文科省令第23号）第37条に基づき、返還免除候補者の選考に係る支援機構貸与奨学規程第47条第4項に規定する業績の種類ごとの評価項目に従って、総合的に評価するものとする。

- 2 前項の評価項目に関する評価は、次表に掲げる5段階の評点区分及び評定基準により行うものとする。

評点区分	評定基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣る
1	非常に劣る

(事務)

第6条 候補者の選考に関する事務は、学生部学生課で取り扱う。ただし、歯学研究科については歯学部事務室で、薬学研究科については薬学部事務室で、それぞれ取り扱う。

(規定の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の発議に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。